

## 令和3年度5月補正予算案の概要

5月補正予算案では、令和3年3月末に国の緊急対策を踏まえ実施した専決処分（低所得のひとり親世帯に対する給付金）に続き、その他の低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）への給付金を含む「低所得の子育て世帯への支援」や、「新型コロナウイルスワクチン接種への対応」、「市内飲食事業者への支援」等、現状を踏まえ、迅速な対応が必要な事業を補正します。

### 【歳入歳出予算補正】

一般会計	12事業	14,685百万円
------	------	-----------

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

### ※網掛け部分が当局所管

#### 1. 一般会計歳入歳出予算補正

##### (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 2,850百万円〔国費〕

国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月）を踏まえ、令和3年3月30日に市長専決処分により先行して実施した「低所得のひとり親世帯に対する給付金」に続き、その他の低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金を給付します。

#### ◆実施概要

・対象者：以下のいずれかに該当する者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（18歳になる年度の末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）
  - ※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする
  - 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
  - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

・給付額：児童一人につき5万円（対象児童数：約5万3千人（見込み））

・支給時期：対象者① 令和3年6月末以降順次支給

対象者② 令和3年7月から申請受付開始、順次支給

・給付にかかる事務費（システム改修やコールセンター設置等）：190百万円

#### ◆補正内容

低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の給付にかかる事業費を補正

国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和 3 年 3 月）を踏まえ、ひとり親家庭を支援するため、高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の条件の緩和と給付対象資格の拡大を行うとともに、住居の借り上げに必要となる償還免除付の資金の貸付を新たに行います。

#### ◆実施概要

##### ①高等職業訓練促進給付金の支給拡充 43 百万円

- ・対象者 養成機関において職業訓練を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
  - ア 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
  - イ 養成機関において「6 月以上（※）」のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれる者であること

※令和 3 年度限りの時限措置（「1 年以上」から緩和）

- ・新たな対象資格 デジタル分野（Web クリエイター等）、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の民間資格等

※現行の対象資格 看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、調理師等

- ・支給対象期間 上限 4 年 ※訓練期間中に限る
- ・支給額 月額 10 万円（住民税課税世帯は月額 70,500 円）

※修業の最終年限 1 年間に限り支給額を 4 万円加算

##### ②ひとり親家庭住宅支援資金の貸付（家賃支援） 23 百万円

- ・対象者：個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラム（母子・父子自立支援プログラム）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）
- ・貸付額：月額上限 4 万円（12 か月の範囲）
  - ※償還免除の条件：1 年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職等をし、その後就労を 1 年間継続したとき

##### ③横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの強化 5 百万円

①・②の実施に伴い、ひとり親に関する就業・生活等の相談を受け付けている「横浜市母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）」の相談体制を強化

#### ◆補正内容

国の緊急対策を踏まえたひとり親家庭への支援にかかる事業費を補正

国からのワクチン供給スケジュール変更や、接種体制検討の進捗に伴い、所要の対応を行います。

◆ワクチン接種に関する現在の概要

- ・接種時期：**集団** 5月17日～ ※予約：5月3日～  
**個別** 5月24日～ ※予約：5月17日～（医療機関ごとに予約開始日は異なる）
- ・接種対象：**集団・個別** 65歳以上
- ・個別通知：4月23日～（80歳以上から順次）

◆実施概要

①コールセンター体制強化 2,500 百万円

令和3年3月1日から稼働しているセンターについて、回線数を増やし、接種予約・問い合わせへの体制をより強化することで、問い合わせへの円滑な対応を進めます。

- ・回線数：延べ 1,800 回線→3,680 回線

②医療機関等への委託による接種体制構築 6,762 百万円

ア 集団接種

- ・実施方法：横浜市医師会等に接種にかかる人員の確保、予診、接種等運営全般を委託
- ・実施箇所数：市内 19 施設（順次拡充予定）
- ・実施時期：5月17日～

イ 個別接種

- ・実施方法：市内医療機関に予診、接種等を委託
- ・実施場所：1,129 か所（病院 76 か所・診療所 1,053 か所：4/15 現在。順次拡大予定）
- ・実施時期：5月24日～
- ・医療機関への協力金：1 医療機関あたり上限 15 万円/月

③ワクチン配送センター設置 600 百万円

ワクチンの管理・保管・各会場への小分け配送を配送センター委託により実施します。

④集団接種設営委託等 594 百万円

集団接種実施予定期間の延長（令和3年4～6月→4～9月）等に伴い、必要となった準備経費を追加します。

- ・追加した主な経費：会場設営、冷房機器レンタル、フリーザー購入 等

⑤接種会場の使用料等 592 百万円

- ・会場確保料：集団接種会場の使用料・休館中の施設管理者の自主事業に対する補填
- ・利用者協力金：利用予約者が事業実施に向けた準備経費として負担していた実費等に対する補填
- ・事務費：利用予約調整等にかかる経費

◆補正内容

ワクチン接種体制の強化にかかる事業費を追加補正

(4) 障害者施設職員への定期的PCR検査事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

352 百万円〔国費 176 一般財源 176〕

令和3年3月22日付「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」による厚生労働省の要請に基づき、障害者施設内での感染拡大を未然に防止するため、施設従事職員に対し定期的にPCR検査を実施します。

◆実施概要

- ・実施対象：検査を希望する市内障害者施設（入所施設・グループホーム等）
- ・実施期間・頻度：令和3年5～6月に週1回

【参考】高齢者施設

- ・実施方法：日本財団が設置した日本財団PCR検査センターが、検査を希望する市内高齢者施設に対し実施（本市負担なし）
- ・実施対象：検査を希望する市内高齢者施設
- ・実施期間・頻度：令和3年5～6月に週1回

◆補正内容

定期的PCR検査の実施にかかる事業費を補正

(5) 変異株スクリーニング検査事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

77 百万円〔国費 39 一般財源 39〕

令和3年3月18日付「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、変異株スクリーニング検査の実施割合を40%程度に引き上げるため、検査件数を拡充します。

◆実施概要

- ・実施方法：民間検査会社への委託により変異株検査数を拡充
- ・実施期間：令和3年5～9月
- ・検査件数見込み：50件／日

◆補正内容

変異株スクリーニング検査実施にかかる事業費を補正

(6) 自宅療養者見守り支援事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

50 百万円〔県費〕

入院待機者や高齢者・基礎疾患保持者など重症化のリスクが比較的高い自宅療養者に対し、訪問看護ステーションの機能を活用して、健康観察や医師による診療を行います。

◆実施概要

- ・実施方法：入院待機者等に対し、医師会が設置している「訪問看護ステーション」の看護師が病状確認を行い、その結果に応じ、医師がオンライン診療や入院調整を行う。
- ・実施場所：市北部エリア
- ・実施体制：医師 1 名、看護師 3～4 名、事務員 4 名を配置予定
- ・実施期間：令和 3 年 5～9 月

◆補正内容

自宅療養者の見守り支援にかかる事業費を補正

(7) 高齢者施設への退院支援事業

77 百万円〔一般財源〕

療養期間を経過したコロナ治癒者の医療機関から高齢者施設への移行を支援することにより、日常生活への復帰を促すとともに、逼迫している病床の確保を図ります。

◆実施概要

①「高齢者施設・住まいの相談センター」へのコンシェルジュ配置（1名） 2百万円

※「高齢者施設・住まいの相談センター」（港南区）  
：専門相談員が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等、高齢者の施設・住まいに関する個別相談・情報提供を実施

- ・入所を支援する施設：介護老人保健施設
- ・配置期間：令和 3 年 7 月～4 年 3 月

②緊急ショートステイ受入枠の確保 61 百万円

- ・対象施設：介護老人保健施設（18 床）、特別養護老人ホーム（10 床）
- ・実施期間：令和 3 年 7 月～4 年 3 月
- ・補助内容：ベッド確保 1 床あたり 6,000 円/日  
受入支援 1 件あたり 9,530 円/日 ※最大 14 日間

③本入所の受入支援 14 百万円

療養期間を経過したコロナ治癒者を緊急ショートステイではなく、本入所として受け入れた施設に対し、受入支援金を支給します。

- ・対象施設：介護老人保健施設
- ・実施期間：令和 3 年 7 月～4 年 3 月
- ・支給額：3,730 円/日 ※最大 14 日間

【参考】介護報酬上の加算：療養期間を経過したコロナ治癒者を受け入れた施設に対する  
特例加算 ※最大 30 日間

◆補正内容

高齢者施設への退院支援にかかる事業費を補正

(8) 感染拡大期における福祉サービス継続の支援（障害福祉施設等感染防止対策事業ほか3事業）  
98百万円〔国費16 一般財源82〕

令和3年3月31日付「障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援等事業の実施について」による厚生労働省の方針等を踏まえ、感染拡大の中でも、適切な感染防止対策を行った上で福祉サービス提供を継続できる体制の整備を促進するため、事業所の指導・活動支援を行います。

◆実施概要

①障害者施設・高齢者施設への巡回指導等 79百万円

看護師等専門職による巡回相談・指導、研修の実施や、感染症発生時における業務継続計画策定のための研修・助言を実施します。

- ・対象事業所：グループホーム・特別養護老人ホーム等の入居・入所施設
- ・対象事業所数：【障害者施設】約900事業所、【高齢者施設】約1,150事業所
- ・実施期間：令和3年6～11月

②自宅療養者へ居宅サービスを提供する事業者への支援 19百万円

障害及び高齢の居宅サービス利用者が陽性者となった際、療養期間終了までの間に各種サービスを提供した事業所に対し、手当を支給します。

- ・対象事業所：【障害者】障害者総合支援法上の居宅介護、重度訪問介護事業所 等  
【高齢者】介護保険法上の訪問介護、訪問看護事業所 等
- ・支給額：従事者1人につき5,000円/日（最大10日間分）  
※障害福祉サービスにおいて深夜対応を行った場合は、従事者1人につき10,000円/泊（最大9泊分）
- ・実施期間：令和3年7月～4年3月

◆補正内容

感染拡大防止指導等の実施及び居宅サービス提供にかかる事業費を補正

県からの営業時間短縮要請への協力等により、売上の減少など大きな影響を受けている市内の飲食事業者を対象に、新たに保証料助成付きの融資メニュー（※）を5月24日付で創設します。これに合わせた一時金を今回新たに交付することで、事業者の資金繰りを支援します。

※横浜市中小企業融資における新たな融資メニュー

名 称	新型コロナウイルス経済変動対応資金（飲食業特別）	
融資対象者	新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の純売上高もしくは売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少しており、感染症対策を実施している <b>飲食事業者</b>	
資金用途	運転資金及び設備資金	
融 資 額	500 万円以内	
利 率	1 年以内	年 0.9%以内
	1 年超 3 年以内	年 1.2%以内
	3 年超 5 年以内	年 1.4%以内
	5 年超	年 1.6%以内
融 資 期 間	10 年以内	
保 証 料 率	<b>0.00%（全額助成）</b>	
開 始 日	<b>令和3年5月24日（月）</b>	

◆実施概要

- ・対象者 : 市内中小企業者であって、新型コロナウイルス経済変動対応資金（飲食業特別）の融資を受ける飲食事業者
- ・交付額 : 3万円/事業者
- ・想定件数 : 1,700件
- ・実施時期 : 令和3年6～12月

◆補正内容

新型コロナウイルス経済変動対応資金（飲食業特別）の融資を受ける飲食事業者に対する一時金交付にかかる事業費を補正

## 2. 5月補正予算案で活用する一般財源

(1) 一般財源 454 百万円

今回の補正では、一般財源が 454 百万円必要となります。この財源については、令和 3 年度の市税留保額（固定資産税：3,000 百万円）の一部を活用します。表 1

予算議案 12 ページ 予算説明書 15 ページ

表 1 令和 3 年度 市税予算額及び補正額

(単位：百万円)

税 目	当初予算額 a	5月補正後予算額 b	(差引) 5月補正活用額 b - a
市 税 合 計	(795, 309) 792, 309	(795, 309) 792, 763	(-) 454
市 民 税	421, 230	421, 230	-
個人市民税	388, 313	388, 313	-
法人市民税	32, 917	32, 917	-
固 定 資 産 税	(272, 976) 269, 976	(272, 976) 270, 430	(-) 454
軽 自 動 車 税	3, 229	3, 229	-
市 た ば こ 税	21, 069	21, 069	-
入 湯 税	39	39	-
事 業 所 税	17, 680	17, 680	-
都 市 計 画 税	59, 086	59, 086	-

※ 市税合計と固定資産税の上段（ ）は、補正財源として留保した額を含んだ実収見込額（当初予算額における留保額は3,000百万円、5月補正後の留保額は2,546百万円）

### ◆添付資料

資料 1 令和 3 年度 5 月補正予算案について「総括表」

資料 2 令和 3 年度一般会計補正予算（第 1 号）についての専決処分報告



# 令和3年度5月補正予算案について 《総括表》

資料1

## 1 歳入歳出予算補正

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
経済	新型コロナウイルス感染症対応飲食事業者支援事業	63	0	0	0	0	63
こども	ひとり親家庭等自立支援事業	70	52	0	0	0	18
こども	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	2,850	2,850	0	0	0	0
健福	感染拡大期における福祉サービス継続の支援 ・ 障害福祉施設等感染防止対策事業 ・ 障害福祉サービス事業者への感染者対応支援事業 ・ 高齢者施設等感染防止対策事業 ・ 訪問介護サービス等事業者への感染者対応支援事業	98	16	0	0	0	82
健福	高齢者施設への退院支援事業	77	0	0	0	0	77
健福	障害者施設職員への定期的PCR検査事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	352	176	0	0	0	176
健福	自宅療養者見守り支援事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	50	0	50	0	0	0
健福	変異株スクリーニング検査事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	77	39	0	0	0	39
健福	新型コロナウイルスワクチン接種事業	11,048	11,048	0	0	0	0
<b>一般会計 合計 (12事業)</b>		<b>14,685</b>	<b>14,180</b>	<b>50</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>454</b>

## 令和3年度一般会計補正予算(第1号)についての専決処分報告

国の緊急対策を踏まえ、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の給付に係る所要額について、市長専決処分により補正しました。

## 【歳入歳出予算補正】

一般会計

1 事業

1,822 百万円

歳入歳出予算補正 低所得のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 1,822 百万円 [国費]

【こども青少年局】

## ＜補正内容＞

国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」(令和3年3月)を踏まえ、低所得のひとり親世帯に対して、臨時特別給付金を給付するための経費を補正しました。

困窮する低所得のひとり親世帯に対して可能な限り早期の給付を行うためには、可及的速やかにシステム改修等の準備を行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月30日に専決処分により補正を行いました。

このため、同条3項の規定に基づき、令和3年第2回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

- ・対象者：ひとり親世帯のうち、以下のいずれかに該当する者
  - ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者(申請不要)
  - ② 公的年金等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者(要申請)
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給水準まで減少した者(要申請)
- ・給付額：児童一人につき5万円(対象児童数：約3万2千人)
- ・支給状況：対象者① 令和3年4月末支給  
対象者②③ 令和3年4月末から申請受付開始、順次支給

参考：地方自治法(抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。